

安来市告示第 1 2 7 号の 3

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、安来市一般廃棄物処理手数料の徴収事務を令和 8 年 6 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

安来市長 田 中 武 夫



記

委託先の名称	委託先の住所
有限会社 松沢文具店	安来市飯島町 289-8